

事業主各位

出版健康保険組合
理事長 鈴木 一行
(公 印 省 略)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するご案内

平素より当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、令和6年12月2日より健康保険証（以下「保険証」という。）の新規発行は廃止となります。今後、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、マイナ保険証で行う仕組みとなりますので、当組合の運用を下記のとおりといたします。

業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、別添資料(HP掲載)もご活用いただき、貴事業所の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「資格情報のお知らせ」について

①交付目的について

保険証の新規発行の廃止に伴い、令和6年12月2日以降の新規加入者及び、医療機関等での自己負担割合（以下「負担割合」という。）の変更があった70歳以上の方について、自身の被保険者資格等を簡易に把握できることを目的として交付いたしますので、該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いいたします。

また、健康保険の給付金等の各種申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号等、ご自身の資格情報をご確認いただくことその他、医療機関等においてマイナ保険証が利用できない等の例外的な場合において、マイナ保険証と併せて受付に提示することで受診することが可能です。制度の過渡期においては、マイナ保険証が利用できない場合に備えて「資格情報のお知らせ」（右下部分を切り取ったもの）をマイナ保険証と一緒に携帯することをお勧めいたします。

②交付対象者について

- ・令和6年12月2日以降の新規加入者
- ・70歳以上の加入者で負担割合に変更があった方（更新したものを交付）

③記載事項について

- ・氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号、保険者名
- ・負担割合並びに有効期限及び発効期日
- ・資格取得年月日及び交付年月日

④交付時期とマイナ保険証による受診について

氏名、生年月日、性別、住民票上の住所、マイナンバー（以下「マイナンバー等」という。）が正しく記載された「被保険者資格取得届（または被扶養者異動届）」（以下「資格取得届等」という。）が提出されてから、マイナンバー等のデータを登録（以下「データ登録」という。）した後概ね2～5日で交付いたします。

原則、「資格情報のお知らせ」がお手元に届きましたら、医療機関等でマイナ保険証による受診が可能となります。

また、スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカード認証を用いてマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）にログインし、最新の資格に更新されていることを確認できれば、「資格情報のお知らせ」を待たずにマイナ保険証による受診が可能となり、資格情報を画面に表示してマイナ保険証と併せて提示することでも受診できるため、「資格情報のお知らせ」を常に紙で持ち歩く必要はありません。

※法令上資格取得届等にはマイナンバーの記載が求められておりますが、マイナンバー等が正しく記載されていない、または正常にデータ登録できない場合は、データ登録完了までに相当の期間を要することがあります。データ登録完了まではマイナ保険証は利用できないため、資格取得届等をご提出の際は、記載内容に誤りがないかご確認をお願いいたします。また、転職や扶養変更等、資格変更直後も含め、初めてマイナ保険証で受診する場合は事前にマイナポータルにアクセスし、最新の資格情報に更新されていることを確認するようご周知ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



⑤有効期限と再交付及び回収について

有効期限はありません。また、記載されている氏名等に変更があった場合、紛失・き損等した場合は、マイナポータルにログインし、最新の資格情報を確認できることから再交付はいたしません。なお、マイナポータルにログインできない場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」をご提出ください。

退職や扶養削除等で資格喪失した場合は回収不要です。

2. 「資格確認書」について

①交付目的について

改正法の施行後はマイナ保険証による受診が基本となりますが、諸事情によりマイナ保険証を利用できない状況にある方については、当組合が交付する「資格確認書」を医療機関等に提示することにより受診することができます。

②交付対象者（原則、マイナ保険証を保有していない、利用できない方が対象）について

I. 新規加入時の交付

新規加入者がマイナ保険証を利用できない状況にある場合で、資格取得届等の「資格確認書発行要否」欄（新様式）にて、「資格確認書」交付希望が選択されている場合に交付いたします。なお、IIの介助が必要な方に該当する場合は、別途「資格確認書（再）交付申請書」が必要です。

II. 本人による申請交付

下記の要件に該当し、本人から事業主を経由し「資格確認書（再）交付申請書」（HPに掲載）が提出された場合に交付いたします。

- ・マイナンバーカードを紛失、または更新中の方
- ・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある方
- ・保険証を保有している方が令和7年12月1日までの間に保険証を紛失等し、かつマイナ保険証を利用できない方（「被保険者証紛失・き損届」も併せてご提出ください）

III. 出版健保による職権交付

国から提供される「職権交付用情報」に基づき、下記の職権交付要件に該当した方に本人の申請によらず随時交付いたします。該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いいたします。

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（※）
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて3ヵ月経過した方
- ・マイナンバーカードを返納した方

（※）マイナ保険証の利用登録解除についてはHPにてご案内いたします。

③記載事項について

- ・氏名、性別、生年月日、被保険者氏名（被扶養者のみ）、住所欄（裏面）
- ・被保険者記号、番号、枝番
- ・保険者番号、保険者名称、保険者所在地
- ・資格取得年月日、交付年月日、有効期限
- ・負担割合及び発効期日（70歳以上の方）

④有効期限と再交付及び回収について

有効期限は5年以内とします。発行されてから少なくとも4年間は有効となるよう期間を設定します。

有効期限を経過した「資格確認書」は回収不要ですが、有効期限内に退職等で資格喪失された場合は回収が必要です。発行対象者については事業所において管理していただきますようご協力お願いいたします。

紛失・き損等により再交付が必要な場合は「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

⑤更新について

- ・マイナ保険証を保有していない方

国から提供される「職権交付用情報」に基づき、本人の申請によらず有効期限が切れる前に有効期限を更新したものを交付いたします。該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いいたします。

- ・マイナ保険証を保有している方

2-②の介助が必要な方として交付した方には申請によらず交付いたします。

3. 保険証の再交付及び回収について

①令和6年12月2日以降の再交付について

令和6年12月1日以前に加入した方が保有している保険証について、令和6年12月2日以降は紛失、き損等による再交付も廃止となります。令和7年12月1日までに紛失等した場合は「被保険者証紛失・き損届」をご提出ください。また、マイナ保険証を利用できない場合は、併せて「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

②令和6年12月1日以前に交付した保険証の自主返納及び回収について

令和7年12月1日までの経過措置期間中に、本人から保険証を自主返納することは差し支えありません。ただし自主返納は、マイナ保険証の保有者で、医療機関等で受診する際にマイナ保険証が利用できない場合、マイナポータルで画面表示した「資格情報」、もしくは当組合が提供した「資格情報のお知らせ（印刷したもの）」をマイナ保険証と併せて提示する旨をご了承いただける方に限ります。

また、令和7年12月1日までに資格喪失した場合は従来どおり回収が必要となるため、資格喪失前に自主返納を受け付ける場合は管理をお願いいたします。

なお、経過措置期間終了後の令和7年12月2日以降は、医療機関等において保険証での受診はできなくなるため、資格の有無にかかわらず回収不要となります。

4. 「高齢受給者証」について

「高齢受給者証」の交付は令和6年12月2日以降廃止となります。今後の取り扱いは下記のとおりに変更となります。

- ・マイナ保険証を保有している方

「高齢受給者証」は不要です。マイナ保険証にて医療機関等に受診することで、所得区分に応じた自己負担額の適用を受けることができます。

- ・マイナ保険証を保有していない方

70歳に達する月に、負担割合及び発効期日が記載された「資格確認書」を職権交付いたします。誕生月の翌月から利用できますので、該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いいたします。

なお、有効期限内の「資格確認書」を保有している場合は差し替える形となるため、70歳に達した翌月に返却してください。70歳に達する月に有効期限が切れる場合は返却不要ですので、自身で破棄するようご周知ください。

5. 各種申請書類の郵送、電子申請によるご提出のお願い

令和6年12月2日以降、資格取得届等に伴う「資格情報のお知らせ」の交付は、概ね2～5日を見込んでいますので、即日交付ができません。当組合の窓口にお持ちいただいてもお預かりする形となるため、その他各種申請書類も含め、極力郵送、または電子申請による提出にご協力お願いいたします。

【お問い合わせ先】業務部 適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部 業務課

TEL 06-6944-4300